

特定労務管理対象機関指定の手続きスケジュール

特定労務管理対象機関 (特例水準)	2022年度(令和4年度)				2023年度(令和5年度)				2024年度(令和6年度)					
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	上半期	下半期				
A水準超の全医療機関	時短計画作成										医師の時間外労働上限規制の適用開始 ※初回受審以降、3年に1回、評価機能による評価受審が必要			
					時短取組状況について、評価機能（医療機関勤務環境評価センター）の評価受審(R4:書面審査、R5:訪問審査※書面審査結果が低評価の場合のみ) ※評価開始時期未定（R4秋頃予定）：評価期間 6か月程度予定				※医療審議会の2か月前までには県への申請が必要					
					※評価センターの評価後 県に特定労務管理対象機関の指定申請									
					県指定後、各医療機関で「36協定」締結									
地域の医療関係者間での協議・調整			地域医療構想調整会議	医療審議会【1月】	地域医療構想調整会議	医療審議会【3月】	地域医療構想調整会議	医療審議会【7月】	地域医療構想調整会議	医療審議会【10月】	地域医療構想調整会議	医療審議会【1月】		
B水準 (救急医療等)	上記「A水準超の全医療機関」スケジュールと同様													
連携B水準 (医師派遣)	上記「A水準超の全医療機関」スケジュールと同様													
C－1水準① (臨床研修)	上記「A水準超の全医療機関」スケジュールと同様													
					R5年度募集のプログラム内に想定時間外労働等を記載し、県に提出(4/30㍻)		※県の審査及び評価センターの評価後 県に特定労務管理対象機関の指定申請		地域医療対策協議会【8月下旬～9月初旬】		※36協定締結【R5年度中】			
C－1水準② (専門研修)	上記「A水準超の全医療機関」スケジュールと同様													
					R5年度募集のプログラム内に想定時間外労働等を記載し、各学会に申請（基本的に4年度内）		R5年度募集のプログラムを日本専門医機構にプログラム登録		※各学会及び日本専門医機構の審査及び評価センターの評価後 県に特定労務管理対象機関の指定申請		地域医療対策協議会【12月】		※36協定締結【R5年度中】	
C－2水準 (高度技能の修得研修)	上記「A水準超の全医療機関」スケジュールと同様													
	【厚労省】審査組織や、制度運用等の詳細は検討中 【審査組織】C－2水準対象医療機関の個別審査(特定の高度な技能の教育研修環境を審査)						※審査組織の審査及び評価センターの評価後 県に特定労務管理対象機関の指定申請							
県	特定労務管理対象機関指定の審査基準検討												【保健所】 医療法第25条に基づく病院立入検査において追加的健康確保措置の履行確認 未履行の場合、県による支援を行い、それでも未実施の場合は改善命令、さらに従わない場合は罰則、医療審議会での意見聴取を経て指定取消	
	熊本県医療法施行細則の一部改正		特定労務管理対象機関の指定申請受理、審査等 →特定労務管理対象機関の指定～指定結果の公示											
	評価センターによる評価結果の公示													